

＜担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例＞

## ○共同購入機械を活用した農作業受託による農地の保全

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鹿児島県伊佐市 <sup>いさし</sup> 東市山 <sup>ひがしいちやま</sup>			
協定面積 39.8ha	田 (100%) 水稲、大豆	畑	草地	採草放牧地
交付金額 397万円	個人配分			27%
	共同取組活動 (73%)	鳥獣等被害防止活動		6%
		共同利用機械購入		6%
		営農組合運営費等		61%
協定参加者	農業者 28人、非農業者 6人、東市山営農組合（構成員24人）			開始：平成12年度

### 2. 取組に至る経緯

当地域は、伊佐市東部の中山間地に位置し、稲作や露地野菜等を中心とした農業生産が営まれている地域であるが、農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の増大が懸念されていた。

このため、平成12年度からスタートした中山間地域等直接支払制度に取り組むこととし、さらに活動を円滑に行うため、受皿組織として東市山営農組合を設立した。活動についても、その組合を中心として耕作放棄の防止、適正な農業生産活動の維持、多面的機能の増進活動を行ってきた。

今後も集落協定区域内の適正な農業生産活動等を維持し、作業受託をとおして組織の発展や地域活性化のため、引き続き第3期対策についても取り組むこととなった。

### 3. 取組の内容

耕作放棄地の発生を防止するため、集落営農組合による農作業の受託を行ってきた。

当該制度の活用により平成14年度にトラクター、コンバイン及びマニアスプレッダーを導入して農業機械の整備を進め、作業受託の取組を通じ、平成18年度には特定農業団体となった。平成19年度には乾燥籾摺施設一式を導入したほか、平成21年度には田植機等を導入し、法人化に向けた準備を進めてきたところである。

平成22年度においては、整備された農業機械を活用し、エコファーマーを中心に減化学農薬栽培米を生産し、少量ではあったが独自販売に向けた取組ができた。

さらに第3期対策では協定農用地の拡大及び隣接する小規模高齢化集落の営農活動のサポート体制を整備し、農用地の保全に取り組んでいる。



【H21に導入した田植機による受託作業】



【無人ヘリでの共同防除と電気柵設置】

**【集落の将来像】**

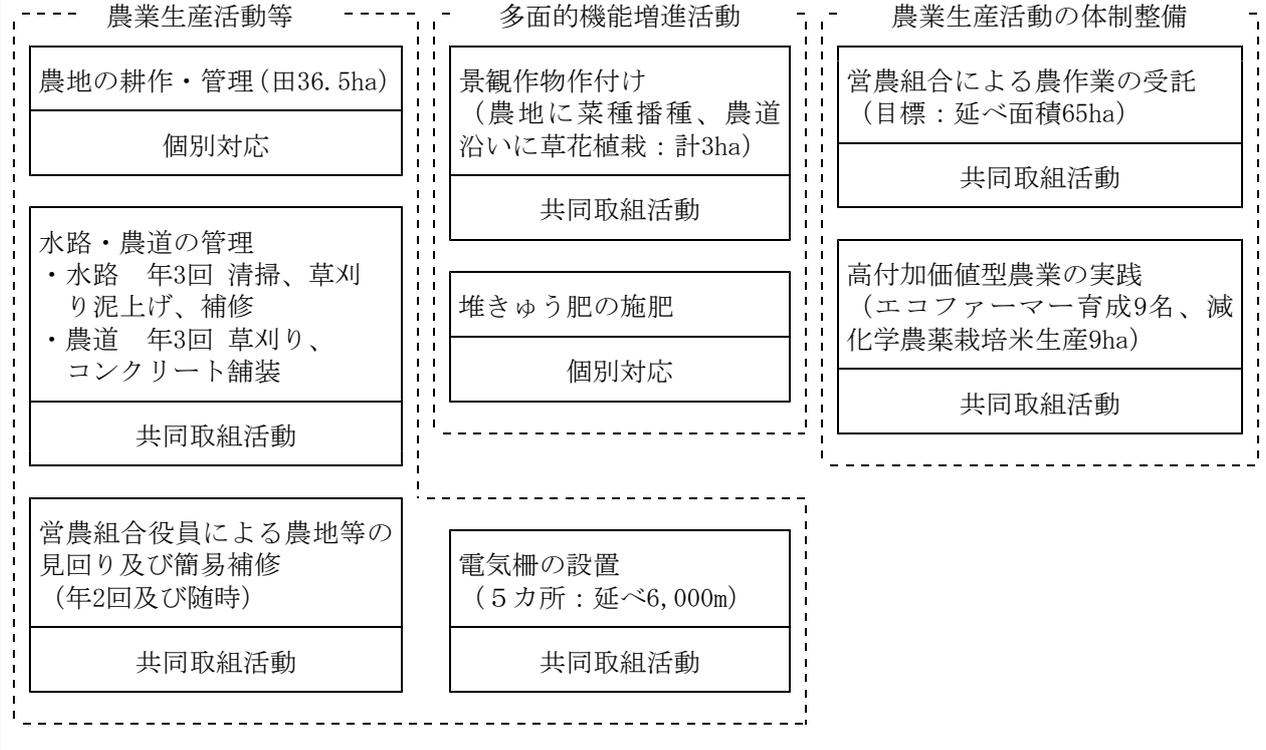
- 農作業の効率化を図るために受託面積を拡大
- エコファーマーの育成及び減化学農薬栽培米の生産販売等、高付加価値農業の実践



**【将来像を実現するための活動目標】**

- 認定農業者、集落営農組合及び伊佐農業公社において、それぞれ個々に行っている農作業委託や農地の集積について、集落の合意形成を図りながら計画的に実施する。

**【活動内容】**



**4. 今後の課題等**

制度当初はなかなか理解されていなかった農作業受託が、話し合いを重ねながら取組をしていく中で少しずつ理解され、全作業受託できる組織までになった。

その結果、耕作放棄の防止や担い手（営農組合）への農地集積へつながり、適正な農業生産活動の維持が図られた。

今後は、役員の高齢化による安定的な組織運営体制の確保や農地集積の円滑化のため、法人化の取組を進めることとしている。

**【第2期対策の主な成果】**

- 作業受託組織における特定農業団体への移行（H18認定）
- 農業機械等の導入（H19:乾燥籾摺施設一式 H21年：田植機1台）